三　児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
イ　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報
［ロ～ホ　略］
四　児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務　当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
五　児童福祉法施行規則第十八条の六第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
イ　市町村民税に関する情報
ロ　住民票に記載された住民票関係情報

第十条の二　法別表第二の十二の項の主務省令で定める事務は、児童福祉法第二十一条の五の三十の肢体不自由児通所医療費の支給の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該肢体不自由児通所医療費の支給に係る肢体不自由児通所医療を受けた障害児に係る次に掲げる情報とする。
［一・二　略］
三　国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
四　［略］
五　地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

第十一条　法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

三　児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
イ　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費及び同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報
［ロ～ホ　同上］
四　児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務　当該サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報
［号を加える。］

第十条の二　法別表第二の十二の項の主務省令で定める事務は、児童福祉法第二十一条の五の三十の肢体不自由児通所医療費の支給の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該肢体不自由児通所医療費の支給に係る肢体不自由児通所医療を受けた障害児に係る次に掲げる情報とする。
［一・二　同上］
［号を加える。］
三　［同上］
［号を加える。］

第十一条　法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
ロ　［略］
ハ　［略］
ニ　［略］
ホ　［略］
［二・三　略］

第十一条の二　法別表第二の十五の項の主務省令で定める事務は、児童福祉法第二十四条の二十二の障害児入所医療費の支給の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該障害児入所医療費の支給に係る障害児入所医療を受けた障害児に係る次に掲げる情報とする。
［一・二　略］
三　国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
四　［略］
五　地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

第十二条　法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。）　次に掲げる情報
［イ～ル　略］
ヲ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報

一　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［号の細分を加える。］
イ　［同上］
ロ　［同上］
ハ　［同上］
ニ　［同上］
［二・三　同上］

第十一条の二　法別表第二の十五の項の主務省令で定める事務は、児童福祉法第二十四条の二十二の障害児入所医療費の支給の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該障害児入所医療費の支給に係る障害児入所医療を受けた障害児に係る次に掲げる情報とする。
［一・二　同上］
［号を加える。］
三　［同上］
［号を加える。］

第十二条　法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ル　同上］
ヲ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る国民年金法第三十条の四の障害基礎年金の支給に関する情報